

## 第3章 ひったくり多発地点の分析－A商店街通

### 1. 地域の特徴

本研究においては、上記住民アンケート調査に加えて、ひったくり多発地点の中から、一地域を選択し、犯罪誘因的要素、とくに照明について検討を行った。

一般に、路上（財産）犯罪は、（1）潜在的犯罪者の存在、（2）監視者の不存在、（3）適当な標的の3つの条件が揃うことによって発生する。そこで、ひったくり発生に関しては、条件（1）では、犯行可能性の高い少年の存在が重要であり、したがって、少年たちの集合する場所、たとえば学校、公園、コンビニ・スーパー等との位置関係を検討する必要がある。また、条件（2）では、監視者、本調査では、通行人の存在・不存在が問題となる。なぜなら、ひったくり場所は、一般に人気の少ない路上が選択されているからである。したがって、とくに夕刻から夜間にかけて、通行人の数が問題となる。当然ながら、人通りが多い地点は、そこを通行する一般市民の「自然監視」が働いており、監視者の機能を果たすから、ひったくり防止には重要な要素である。条件（3）では、ひったくりの場合、買い物帰りの主婦、金融機関帰りの人などがターゲットとされやすい。いずれも、何らかの金銭を持ち合わせている可能性が高いからである。

このような考察から、われわれは、調査対象地区に関する警察の記録から、ひったくり犯罪地点の集中する、いわゆる「ホット・スポット」地区を選択し、その物理的環境要素を分析した。もっとも、調査対象地区全体からして、発生地点が極端に集中している地区は少ないが、特定地点の特色に絡んだひったくりが発生している地点を選択することはできる。すなわち、ひったくりの犯行経路の分析では、犯行者は、（1）比較的道路幅が広く明るい地点で、ターゲット（被害者）を設定する（狙いをつける）、（2）ターゲットを一定時間かけて、最も適当な犯行地点まで追跡する、（3）最も適当な犯行地点に達したところで、犯行を実行に移す、といった一連のプロセスを踏む場合が多い。現実には、このような犯行経路が明瞭にみられるのが、明るい（夜間照明が明るい）大きな商店街で被害者を背後から選定し、被害者が商店街に居る間は犯行を行わず、被害者が細い路地に入った後に犯行を行うケースがきわめて多い。

そこで、われわれがひったくり誘因場所、つまりひったくりの機会を提供する物理的環境として選択したのが、A商店通りである。本通りは、JR線の中心駅から東南方向に約700メートルの距離にあり、管轄警察署とは幹線道路を挟んだ向かい側からドッグレック状に800メートルに渡って大小の商店街が続く、典型的な下町風商店街である（実際には、本通りは、3つの商店自

治会からなっており、それぞれ若干、その特色が異なる)。したがって、朝夕はJR駅まで多くの通勤・通学の通行人があり、いわば住宅街へ抜ける抜け道になっている。本調査対象地区全般に言えることでもあるが、地形的な理由から、すなわち坂が少ないこともあり、本通りは自転車の通行が目立つ。このためひったくりも本通りないしその周辺では、頻発しており、本調査対象地区のなかでも、いわゆるホット・スポットの一つとなっている。

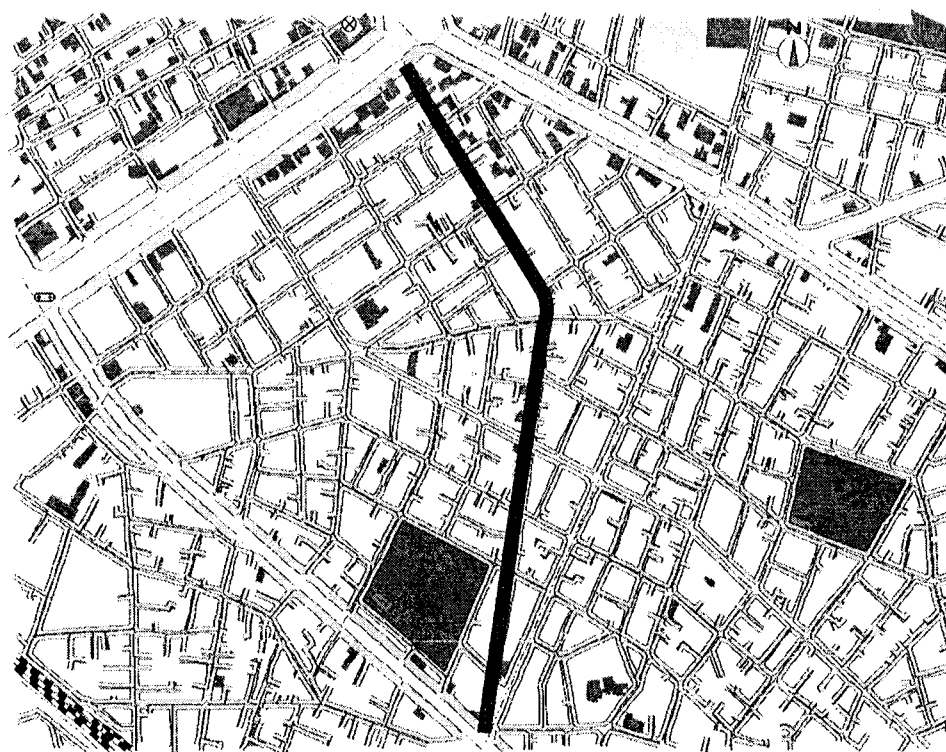
本通りないしその周辺地区にひったくりが多発している状況に鑑み、本通り及びその周辺地区の犯罪環境的要素、とくに街路照明に焦点を当て、照度とひったくり発生との関係を検討した。

図3-1-1は本調査でひったくり多発地域として分析を行ったA商店街とその周辺地区であり(黒く線状に塗った道路がA商店街本通りを示す)、その中で照度測定を行った地点(4地点)を示しており、また図3-1-2は、同地区において過去3年間におけるひったくり発生地点を示したものである(●は発生地点)。

## 2. 街路照明の調査

先述の通り、路上犯罪の発生において、重要な役割を果たすのが、監視者の存在・不在である。つまり、路上や街路には、通行人や商店関係者、住民などのさまざまな視線が注がれており、これら、いわゆる自然監視は、犯罪防止の重要な要素とされる。逆にいえば、監視の少ない街頭では犯罪が起こりやすい。また、犯行者が人目を嫌うのは、検挙のリスクが高いからである。そこで、監視者の数が多いところでは犯行が控えられ、さらに検挙リスクを高める明るい場所も回避される。そこで、次に重要なことは、照明とくに夜間の照明である。一般に、人を認識しうる程度(つまり、人の顔が見える程度)の明るさがあれば、犯行が控えられる程度が高いといわれる。ところが、ひったくり犯がターゲットを選択する場所ではある程度の明るさが必要だといわれる。すなわち、ひったくり犯は、比較的明るい場所でターゲットを選定し、暗い場所で犯行を実行するパターンをとる。特に、人の目は周囲の明るさの順応するまでに時間を要し、明るい場所から暗い場所に移る瞬間には眩惑現象があるといわれ、このような状況では他人の顔や姿を認識しにくく、従って被害者はひったくり犯を確認することが困難で、ひったくり犯はこの機会を利用し、検挙リスクを下げている。

われわれの街路照明の調査は、3月初旬午後7時前後に、A商店街通りとその周辺で実際にひったくりが発生している地点ないし周辺4ヶ所で行われた(図3-2-1から図3-2-5を参照)。測定場所の道路中心線上を3メートル間隔にプロットし、路面上の水平面照度と路面から1.5メートル上の鉛直面照度をデジタル照度計で測定した。その結果、表3-2-1のような結




 A商店街

100m

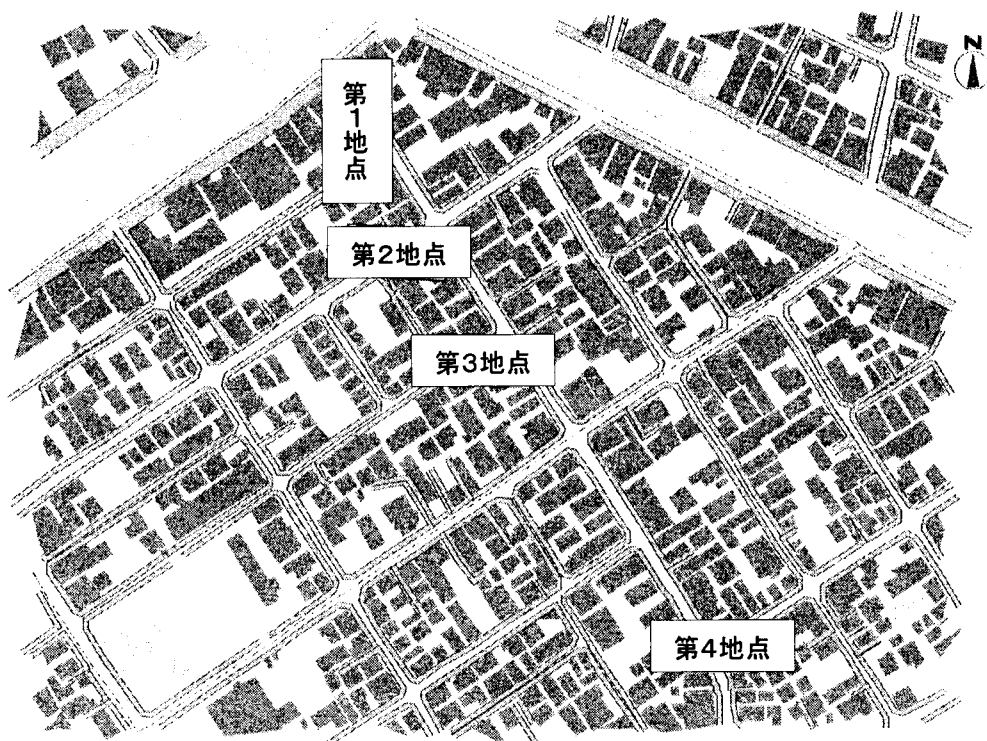


図3-1-1 A商店街及びその周辺地区(下段は照度測定地点)

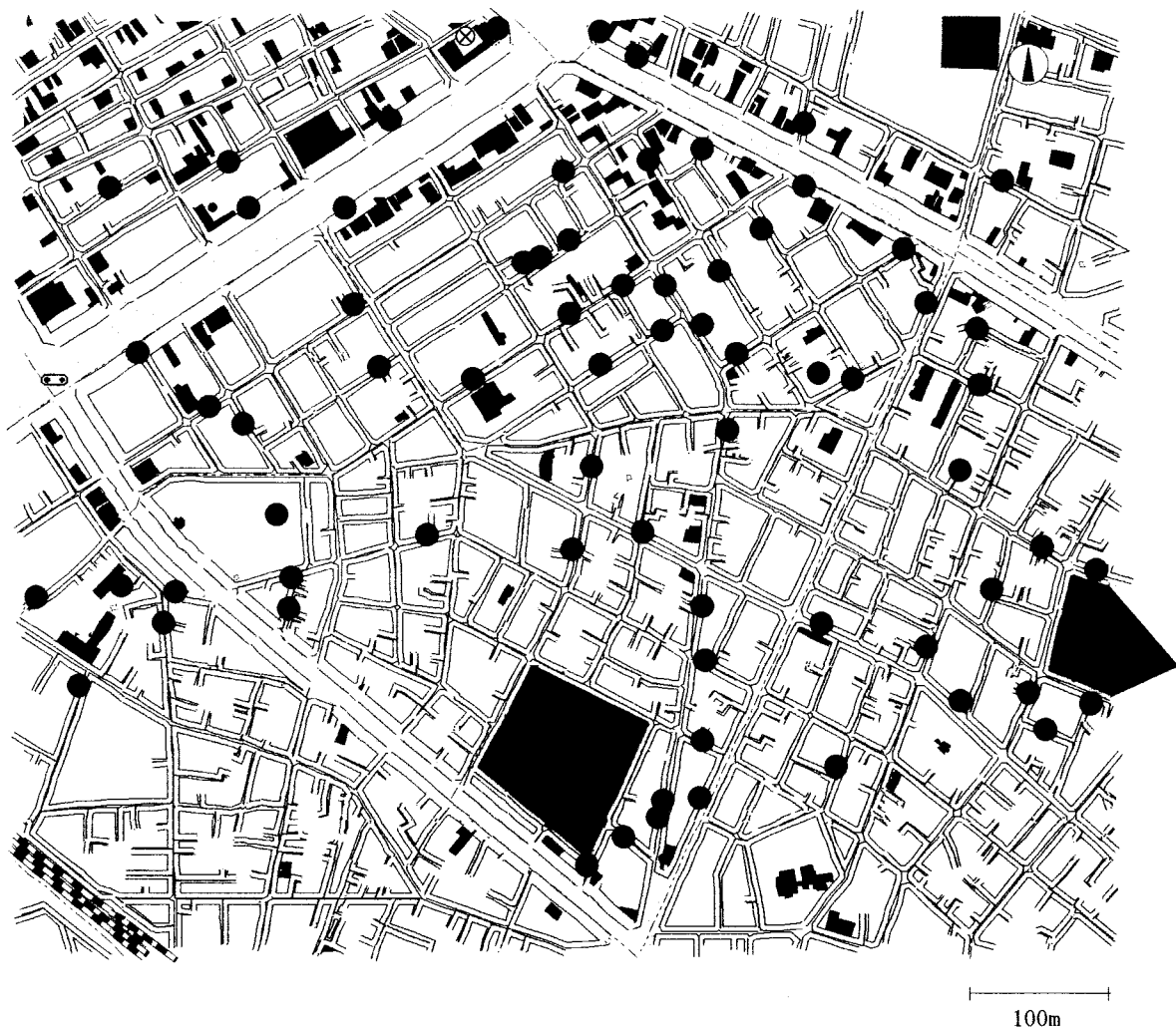


図 3-1-2 ひったくり発生地点  
(平成10年1月～平成12年12月)

果を得た。照度測定の対象としてA商店街通りの4つの地点が選択され、それぞれ水平面と鉛直面で夜間の照度が測定され、平均照度、最大値、最小値、均斉度の数値が獲得された。当然ながら、数値の高さは夜間の明るさを示している。なお、各地点の位置については、図3-1-1を参照のこと。

(社)防犯設備協会によると、防犯上最低限、水平面照度は3ルクスが必要である。このほか、(1)鉛直面照度(路面に直角方向)の最小値が0.5ルクス以上あれば、人の顔は4m先の歩行者の挙動・姿勢などがわかる。(2)均斉度(最低照度を平均照度で除した値)が0.1程度必要であり、つまり最小照度は0.3ルクス以上なければならず、また明るさのムラがないことが条件となる。(3)防犯灯以外(自動販売機や看板灯)の照明は一部分を照らすため逆にマイナス要因となることがある、などの留意点が求められる。

以上のように、街路照明の基準、とくに防犯目的の照明としては、水平面照度3ルクス、鉛直面照度(最小値)0.5ルクス、均斉度0.1程度とされる。また、一般商店街のJIS照度基準は5~10ルクスである。これらの基準に照らすと、第3地点がやや低いものの、おおむねどの地点もクリアーしているように思われる。とくに、本通りは、一般商店街としては平均26.5ルクスと十分な明るさを保持している(図3-2-2における写真参照)。問題なのは、照明の相対性であって、第1地点(本通り)と他の地点(路地)との明るさの差が著しいことである。本通りの照度に対して、第2地点は34%、第3地点は15%、第4地点は46%の照度であり、どの地点も半分の明るさにも満たない。場所によっては、本通りと路地の明るさの比が2.2~6.5倍の格差がある。これは、上述の眩惑現象の原因ともなっている。実際、夜間本通りから路地方向をみると、非常に暗くみえる。また、街灯も設置されながら、実際には点灯していないもの(電球の切れたもの)も散見され、数値ほどの明るさの実感に乏しい。また、現実には、夜間の照度は街灯だけでなく、商店・飲食店の電灯、自動販売機、看板による照明、住宅の門灯などによっても照明が与えられているが、これらの照明は一部分を集中的に照らすため、かえって場所によっては「明かりムラ」を形成し、逆に人の視覚を低下させるおそれがある。

また、本商店街通りないしその周辺地域では、各灯具の形態・配置がまちまちであり(図3-2-6から図3-2-8まで)、路面の明るさにムラができたり、灯具の保守・管理が十分ではないため、効果的な照明が行われていない。とくに、灯具は定期的に管理しないと汚れや劣化により本来の照度を期待出来ず、場所によっては、初期の15~30%の明るさしかないものも見受けられた。さらに、本商店街通りは所属商店会によって異なった形状・明るさの灯具が用いられているため、商店会間に明るさの格差が生まれている。

以下には、測定した各地点の昼間・夜間の写真、照度データ、各街灯・防犯灯タイプを示す。照度測定データにおいては、道路における道幅、街灯・防犯灯の位置、灯具の高さ、ひったくり発生地点が示されている。照度の変化を示す棒グラフ及び折れ線グラフでは、一定地点からの距離が遠ざかるに従って照度が変化する様子が示され、おおむね街路・防犯灯の位置付近が明るく、それらから離れた地点は暗い。ただ、第1地点は、本通りの中心街であるため、商店の照明、看板の照明、自販機の照明等、街灯・防犯灯以外の照明が相乗的に明るさを醸成しており、グラフからも明らかなように、全般的に照度が高い。とくに、基点から24メートル以上離れた場所の水平面照度が高いのは、幹線道路に近いために、その方向からの照度が影響しているものと思われる。第2地点では、街灯・防犯灯の位置と照度の高さが一致しており、またひったくり発生地点が街灯と街灯の間地点で発生しているのは特徴的である。すなわち、水辺面照度、鉛直面照度とも最低付近で発生している。第3地点でも同様であり、しかも駐車場正面で発生しており、グラフから伺われるとおり、基点から40メートル前後の場所では照度の変化が著しく、明るさのムラが生じ、これがひったくりを誘発したものと考えられる。第4地点付近は、道路がT字形を描き、比較的照明の明るい場所であるが、やはりここも明るい部分と暗い部分の差が著しい。ひったくりは照明の谷間で発生し、かつ夜間閉鎖される大きな事務所の前で発生している。ひったくりの誘因として、暗さの他に自然監視の欠如が相乗したものと考えられる。

表3-2-1 A商店街通りの各地点の照度(単位:ルクス)

|       |     | 第1地点 | 第2地点 | 第3地点 | 第4地点 |
|-------|-----|------|------|------|------|
| 水平面照度 | 平均  | 26.5 | 8.9  | 4.1  | 12.3 |
|       | 最大値 | 41.0 | 19.4 | 17.6 | 21.4 |
|       | 最小値 | 14.5 | 2.1  | 0.7  | 4.0  |
|       | 均斉度 | 0.55 | 0.24 | 0.17 | 0.33 |
| 鉛直面照度 | 最大値 | 28.3 | 13.9 | 14.3 | 16.4 |
|       | 最小値 | 6.2  | 1.8  | 0.5  | 1.8  |

※第1地点は、商店街本通り、その他の地点は、それから細い路地に入った地点である。